

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 提出書類チェックシート

●自立支援金を申請する際には、必ずこのチェックシートに必要事項を記載の上、下記書類に同封し、送付してください。

申請書類の提出日（投函日）	年 月 日		
申請者氏名		電話番号	

●同封書類の□にチェック✓を入れてください。

<p>1 申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式1-1）</p> <p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請時確認書（様式1-2）</p> <p>2 本人及び世帯構成の確認書類（※4）</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し（世帯全員分でマイナンバーの記載が無いもの）</p> <p>3 【申請書（様式1-1）の申立事項⑥の1、2に該当する方】 <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）</p> <p><input type="checkbox"/> ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ③ ①が用意できない場合（※2）は、様式1-3</p> <p>4 【申請書（様式1-1）の申立事項⑥の3に該当する方】 <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> ① 再貸付の不決定通知の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び様式1-3</p> <p>5 【申請書（様式1-1）の申立事項⑥の4に該当する方】 <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> ① 様式1-3</p> <p><input type="checkbox"/> ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し</p> <p>6 【申請書（様式1-1）の申立事項⑥の5、6に該当する方】 <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）</p> <p><input type="checkbox"/> ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び様式1-3</p> <p>7 収入関係書類（※4）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者については申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し（給与明細、売上・経費がわかる台帳、年金・手当の振込記録など）</p> <p>8 金融資産関係書類（※4）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し（お持ちの口座全てについて必要）</p> <p>9 生活保護関係書類（※3）</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（福祉事務所の受領印があるもの）</p> <p>10 振込先口座（※1）がわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳の該当部分の写し等</p> <p>※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可。</p> <p>※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要です。</p> <p>※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式1-1）に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日時に記載が必要です。</p> <p>※4 現に住居確保給付金を受給している場合は、住居確保給付金の支給決定書の写しの提出をもって、上記2、7、8の書類を省略することができます。</p>
--